

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月14日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則等の一部を改正する規則

(新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

	警 察 官					警 察 官 以 外 の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補(巡査部長を含む。)	巡 査	小 計		
警察本部	75	132	790	257	1,254	451	1,705
警察学校	1	2	16	1	20	3	23
警察署	57	151	1,637	945	2,790	133	2,923
初任科生				128	128		128
合計	133	285	2,443	1,331	4,192	587	4,779

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第2条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																		
<p>(警務課)</p> <p>第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 職員の退職管理に関すること。</u></p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p>(サイバー犯罪対策課)</p> <p>第14条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) サイバー事案に対処するための人材育成に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>別表第1 (第39条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 名</th> <th>名 称</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警務課</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)			警務課	(略)		<p>(警務課)</p> <p>第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p>(サイバー犯罪対策課)</p> <p>第14条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>別表第1 (第39条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 名</th> <th>名 称</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警務課</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)			警務課	(略)	
課 名	名 称	分 掌 事 務																	
(略)																			
警務課	(略)																		
課 名	名 称	分 掌 事 務																	
(略)																			
警務課	(略)																		

	犯罪被害者支援室	第5条第18号から第21号までに掲げる事務
(略)		
サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ戦略室	第14条の2第1号、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる事務
	情報技術解析支援センター	第14条の2第8号に掲げる事務
(略)		
運転免許センター	運転適性相談室	(略)
警備第二課	警衛警護室	第36条第8号に掲げる事務
	航空隊	(略)
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
警務課	(略)	
	人事管理官	第5条第10号から第14号までに掲げる事務
	給与管理官	第5条第15号から第17号までに掲げる事務
	(略)	
(略)		
情報管理課	情報企画官	第10条第1号に掲げる事務のうち所管行政に関する情報の管理に関する企画及び研究に関する事務並びに同条第2号に掲げる事務
	情報システム管理官	第10条第1号に掲げる事務のうち情報管理システムの運用及び開発に関する事務並びに同条第3号に掲げる事務
(略)		
運転免許センター	免許管理官	第31条第1号に掲げる事務のうち運転免許に関するもの及び同条第2号に掲げる事務(いずれも運転適性相談室長の分掌に属するものを除く。)並びに同条第4号に掲げる事務
	(略)	

	犯罪被害者支援室	第5条第17号から第20号までに掲げる事務
(略)		
サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ戦略室	第14条の2第1号及び第3号から第5号までに掲げる事務
	情報技術解析支援センター	第14条の2第7号に掲げる事務
(略)		
運転免許センター	高齢運転者支援室	(略)
警備第二課		
	航空隊	(略)
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
警務課	(略)	
	人事管理官	第5条第10号から第13号までに掲げる事務
	給与管理官	第5条第14号から第16号までに掲げる事務
	(略)	
(略)		
情報管理課	情報企画官	第10条に掲げる事務
(略)		
運転免許センター	免許企画官	第31条第1号に掲げる事務のうち運転免許に関するもの及び同条第2号に掲げる事務(いずれも高齢運転者支援室長の分掌に属するものを除く。)並びに同条第4号に掲げる事務
	(略)	

	運転適性 相談室長	運転適性相談室に関する事務
	(略)	
(略)		
警備第二課	(略)	
	警備対策 管理官	(略)
	警衛警護 室長	警衛警護室に関する事務
	(略)	
(略)		

	高齢運転 者支援室 長	高齢運転者支援室に関する事務
	(略)	
(略)		
警備第二課	(略)	
	警備対策 管理官	(略)
	(略)	
	(略)	
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（ <u>第5条第15号</u> に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち <u>第5条第15号</u> に掲げる事務
	(略)	
新潟西	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（ <u>第5条第15号</u> に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（ <u>第5条第14号</u> に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち <u>第5条第14号</u> に掲げる事務
	(略)	
新潟西	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（ <u>第5条第14号</u> に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち

		第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務			第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
		(略)			(略)
新潟東 新発田 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟東警察署に限る。）		警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟東警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
		(略)			(略)
新潟中央 江南 新潟北	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報		警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報

秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡		管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。）	秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡		管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)			(略)	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。